

④ 給与支払報告書(総括表)

令和4年1月31日(月)までに提出してください。

(あて先)入善町長

令和4年 月 日提出

※	⑦ 指定番号	新規 ・ 継続
---	--------	---------------

① 給与支払者の法人番号または個人番号																				
給与支払者	フリガナ											⑧ 事業種目								
	② 氏名又は名称											⑨ 受給者総人員		人						
	③ 所在地(住所)	〒											令和4年 入善町 分報 告人 員 度	⑩ 特別徴収(給与天引)	人					
		☎												⑪ 普通徴収(退職者)	人					
④ 代表者の氏名											⑫ 普通徴収(退職者を除く)	人								
⑤ ご担当	所属部署:												⑬ 合計		人					
所属部署・氏名 電話番号	氏名:																			
☎: () (内線)																				
⑥ 会計事務所等の名称・電話番号													⑭ 納入書の送付	要	不要					
⑮ 年末調整の際、他社分給与を含めていますか? (含む場合は、必ず摘要欄に記載願います。)												はい		いいえ						

※総括表に個人別明細書を添えて提出してください。
※名称・所在地に変更や誤りがある場合は、朱書で訂正願います。

特別徴収の税額通知について (お知らせ)

富山県と県内市町村では、全ての事業者において特別徴収(個人住民税の給与天引)を行うことと
しています。特別徴収義務者である事業者には、5月に税額通知書を送付いたしますので、給与支給
時に従業員の方の個人住民税を特別徴収し、市町村へ納入してください。アルバイトやパート、役員
等を含む全ての従業員が対象になります。

なお、普通徴収が認められる例外事由に該当する場合のみ、給与支払報告書と併せて「普通徴収切
替理由書」等の提出をすることで普通徴収に切替が可能です。

納税者間の公平性、納税者の利便性等の確保を図るため、県内全ての市町村で特別徴収の実施を徹
底しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※納期の特例...全従業員数が常時10人未満の事業所については、各市町村へ申請し承認を受け
た場合、毎月の納入から年2回の納入に変更することができます。この特例は納
期に関する特例ですので、従業員の方の給与からは毎月徴収してください。

入善町提出用

普通徴収切替理由書

指定番号	給与支払者の名称
------	----------

普通徴収として提出する給与受給者の人数と理由は以下のとおりです。

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	給与等の支払が常時2人以下の家事使用人のみ 【注意】専従者給与は、この理由に該当しません。	人
普B	他の事業所で、特別徴収されている者 【注意】乙欄であっても他の事業所で特別徴収され ていなければ該当しません。	人
普C	毎月の給与から税額が引ききれない者	人
普D	給与の支払が不定期で、毎月支給されない者 【注意】休職者や産休・育休の方も含まれます。	人
普E	退職者または退職予定者 【注意】退職予定者の場合、退職予定日を摘要欄に ご記入願います。	人
普通徴収合計人数(総括表⑪+⑫の人数と一致します)		人

- 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号「普A、普B」な
どを必ず記入してください。
- この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則、特別徴収対象者となります。
- eLTAXご利用の場合は、普通徴収の欄に必ずチェックを入れ、摘要欄に該当す
る符号「普D」などを入力してください。空欄の場合、特別徴収となることがあり
ます。
(※eLTAXご利用の場合、普通徴収切替理由書の添付は不要です。)
(※退職者または退職予定者について、普通徴収欄にチェックがなく、摘要欄に
普Eと入力がない場合、すでに異動届を提出済みでも特別徴収となることが
あります。)

◎下図のように、徴収区分ごとに取りまとめて提出してください。

